

2020年の最低賃金について

12月は定例となっている来年の最低賃金決定についてレポート致します。賃金に関する2015年政令第78号に基づき、2016年以降、以下の計算式(※)を運用し最低賃金の決定がされてきました。

加えて、KHL(適正生活必需)水準に達するよう、最低賃金が低い地域では、計算式の最低賃金率に上乘せして、最低賃金率が決定されていました。

しかし、2019年には最低賃金が主な州でKHLに達したことから、インドネシア全土で同じ最低賃金上昇率となり、物価水準とアンバランスが生じ、地域格差が拡大すると問題視されてきました。

また、多くの工員を抱える製造業などは最低賃金上昇による利益圧迫が経営を厳しくすることから、業界団体や経営者団体を通じ最低賃金決定方法に対する見直しの抗議や小規模なデモを行ってきました。この様な背景から、2020年度の最低賃金の決定方法について見直しが期待されていましたが、結果として見直されることなく昨年同様に2015年政令第78号で定められた計算式で最低賃金が決定されました。

来年の最低賃金の計算に使用されるインフレ率と経済成長率は2019年10月15日付け中央統計局長官発表によるもので、以下の計算式にあてはめた結果、来年のインドネシア全土での引き上げ指数は約8.51%をベースとする事が労働省決定されました。

(※) 今年の最低賃金 + {今年の最低賃金 × (インフレ率 + 経済成長率)}
 インフレ率・・・前年9月から当年9月期のインフレ率 = 3.39%
 経済成長率・・・前年第3・4期と当年第1・2期までのGDP成長率 = 5.12%

2020年の主たる都市や地域の最低賃金(単位:ルピア)と上昇率は以下の通りです。

(参照元:インドマルコ、JETRO、NNA、ジャカルタ新聞、MUFJ)

●西ジャワ州 主要県市

県・市	2019年最低賃金	2020年最低賃金	上昇率
タンゲラン県	3,841,368	4,168,269	8.51%
タンゲラン市	3,869,717	4,199,030	8.51%
ボゴール県	3,763,406	4,083,670	8.51%
ボゴール市	3,842,786	4,169,807	8.51%
ブカシ県	4,146,126	4,498,962	8.51%
ブカシ市	4,229,757	4,589,709	8.51%
カラワン県	4,234,010	4,594,325	8.51%
バンドン県	2,893,075	3,139,275	8.51%
バンドン市	3,339,581	3,623,779	8.51%

●東ジャワ州 主要縣市

県・市	2019年最低賃金	2020年最低賃金	上昇率
スラバヤ市	3,871,053	4,200,479	8.51%
グレスック県	3,867,874	4,197,031	8.51%
パルアン県	3,861,518	4,190,133	8.51%
モジョケルト県	3,851,983	4,179,787	8.51%
シダルジョ県	3,864,696	4,193,582	8.51%

●2020年 主な州別最低賃金

州	2019年最低賃金	2020年最低賃金	上昇率
ジャカルタ特別州	3,940,973	4,276,350	8.51%
バンテン州	2,267,991	2,460,997	8.51%
西ジャワ州	1,668,373	1,810,351	8.51%
中ジャワ州	1,605,396	1,742,015	8.51%
ジョクジャカルタ特別州	1,570,923	1,704,608	8.51%
東ジャワ州	1,630,059	1,768,777	8.51%
アチェ州	2,916,810	3,165,031	8.51%
北スマトラ州	2,303,403	2,499,423	8.51%
西スマトラ州	2,289,220	2,484,041	8.51%
南スマトラ州	2,804,453	3,043,111	8.51%
ランブン州	2,241,270	2,432,002	8.51%
西カリマンタン州	2,211,500	2,399,699	8.51%
南カリマンタン州	2,651,782	2,877,449	8.51%
中カリマンタン州	2,663,436	2,903,145	9.00%
東カリマンタン州	2,747,561	2,981,379	8.51%
北カリマンタン州	2,765,463	3,000,804	8.51%
北スラウェシ州	3,051,076	3,310,723	8.51%
中スラウェシ州	2,123,040	2,303,711	8.51%
南スラウェシ州	2,860,382	3,103,800	8.51%
西スラウェシ州	2,381,000	2,678,863	12.51%
バリ州	2,297,969	2,494,000	8.53%

上記は、決定された最低賃金上昇率 8.51%を基に各州の最低賃金が決定されたものですが、東南スラウェシ州、ゴロンタロ州、パプア州などではまだ最低賃金が確定されていない州もあります。これらの州においては KHL に達していないため、最低賃金が KHL を超えるように各州において調整・設定される予定です。いずれも年内には決定され、2020年1月1日より最新の最低賃金が適用される事が発表されています。

インドネシアでは未だに州別の最低賃金は「あくまでも目安の数字」・「最低賃金を守っている企業は一部に限られている」など、年々上昇を続けている最低賃金は厳守しないでも良いのではないかという雰囲気の一部である様です。しかしながら、最低賃金を下回る賃金設定を行う事はもちろんお勧めしません。また、日系企業は最低賃金を守り、給与設定や雇用条件を締結しているため、一度設定した水準を大幅に調整・変更すること自体は容易なことではありません。実際、多くの製造工場が集まるブカシ県やカラワン市における工業団地エリアでは、これまでに労働者が行ったデモの影響から最低賃金プラスアルファでの賃金設定がされており、西ジャワ州の約2倍となっています。

最低賃金の決定方法については、今後も引き続き議論が続くものとされています。従って、今後も最新情報をキャッチし、給与設定はもちろん、昇給額の決定や人材の採用時期の検討、福利厚生等の整備を行うなど、引き続き注意を払いながら進める必要があります。

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地 : Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,
Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者 : PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア : インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、[「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (電話 086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。